

議案第 147 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(伊賀市市税条例の一部改正)

第1条 伊賀市市税条例(平成16年伊賀市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、延滞金」を「延滞金」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年伊賀市条例第116号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市税外収入金に係る督促手続及び延滞金徴収に関する条例

第1条中「督促手数料」を「督促の手続」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「第2条」を「前条」に改め、「及び督促手数料」を削り、同条を第3条とする。

(伊賀市介護保険条例の一部改正)

第3条 伊賀市介護保険条例(平成16年伊賀市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(伊賀市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 伊賀市水道事業給水条例(平成16年伊賀市条例第275号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「区別」を「各号の区分」に改め、同項第1号中「の申込みをするとき。」を削り、同項第2号中「第8条第1項」を「指定給水装置工事事業者」に、「をするとき。」を「(更新を含む。)」に改め、同項第3号中「をするとき。」を削り、同項第4号中「工事の検査をするとき。」を「しゅん工検査」に改め、同項第5号中「を交付するとき。」を「の交付」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「指定給水工事事業者証を」を「指定給水装置工事事業者証の」に改め、「するとき。」を削り、同号を同項第6号とする。

(伊賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第5条 伊賀市後期高齢者医療に関する条例(平成19年伊賀市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。